明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一五）　一

〔省　令〕
○獣医療法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　一
○中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六四）　二

〔告　示〕
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二四〇）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（同二四一）　三
○供託規則第十四条第一項後段等の規定に基づき法務局を指定する件の一部を改正する件（法務一三九）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同一四〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一一八〇～一一八六）　五
○保安林の指定を解除する件（同一一八七）　五
○農薬を登録した件（同一一八八）　五
○農薬の登録が失効した件（同一一八九、一一九〇）　五
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁一〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七九三）　六
○水先人に免許を与えた件（同七九四～七九六）　六
○道路に関する件（中部地方整備局七七、七八）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇五）　六

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第十五号

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月一日

最高裁判所

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四条第一項中「一月」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から第二条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、二週間）」を加え、同条第三項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の裁判官の育児休業に関する規則（以下「旧規則」という。）第四条第三項に規定する申出をした裁判官に対する旧規則第三条（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省令

○農林水産省令第四十五号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月一日

農林水産大臣　金子原二郎

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（エックス線装置の防護） **第八条**　診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしゃへいすること。 イ・ロ　（略）	（エックス線装置の防護） **第八条**　診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしゃへいすること。 イ・ロ　（略）